

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（408）」

2. 日時：平成29年10月6日 13時30分～20時18分

3. 場所：原子力規制庁 実用炉審査部門横会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、角谷安全審査官、近田安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 プラント管理グループマネージャー

（他7名）

5. 要旨

- （1）日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち「1.0 重大事故等対策における共通事項」について、提出資料を用いて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<添付資料 1.0.4（復旧作業に必要な資機材及び外部からの支援について）>

- 可搬型設備用軽油貯蔵タンクについて、数量7基の設置場所の内訳を追加すること。
- 原子力事業所災害対策支援拠点から来る交代要員の防護具類について、発電所を離れる際に着用する防護具類はあらかじめ持参する事を追記すること。

<添付資料 1.0.13（災害対策本部要員の作業時における装備について）>

- 放射線防護具類を着用した状態での作業性について、防護マスク着用による視界に対する影響の他に、革手袋を着用した時の操作性等についても想定した上で評価すること。

<添付資料 1.0.15（格納容器の長期にわたる状態維持に係わる体制について）>

- 改良 EPDM については、有効性評価における限界温度・圧力（200℃, 2Pd）でシール性能が維持される旨を記載すること。

<添付資料 1.0.1（本来の用途以外の用途として使用する重大事故等に対処するための設備に係る切り替えの容易性について）>

- 代替循環冷却について、切り替えの容易性に係る手順を整備する必要性を確

認すること。KK6/7についても確認すること。

<添付資料 1.0.10（重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制について）>

- プルーフ通過時間の考え方を整理して説明すること。また、プルーフ通過後に緊急時対策所のチェンジングエリアが再開される前に帰還する場合を想定しているが、その位置付けを整理して説明すること。

<添付資料 1.0.11（重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の原子炉主任技術者の役割について）>

- 管理職のランクについての説明を注釈にて記載すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 玄海原子力発電所／柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力1.0比較表
- ・ 代替循環冷却系使用時の配管表面の線量評価について